

特別養護老人ホーム ケアプラザみま 利用料金のご案内<令和3年10月変更後>

利用者 氏名:

様

要介護度

利用者負担区分 第

段階

※ 3. 高額介護サービス費の有無と上限額についてを参照のこと

1. サービス利用料金

	サービス内容略称	改定前 1日当り単位(円)	R3.4月改定後	該当欄	備考
基本報酬単価 要介護度別	要介護度 1 の方<福祉施設Ⅱ1>	559	573		※令和3年4月の介護報酬改定につき、基本報酬が変更となっています。
	要介護度 2 の方<福祉施設Ⅱ2>	627	641		
	要介護度 3 の方<福祉施設Ⅱ3>	697	712		
	要介護度 4 の方<福祉施設Ⅱ4>	765	780		
	要介護度 5 の方<福祉施設Ⅱ5>	832	847		
①介護保険1割負担額	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	変更なし	36	加算あり	要介護度等の高い利用者の割合が高く、介護福祉士を一定以上配置しています
	看護体制加算(Ⅰ)1	変更なし	6	加算あり	常勤の看護師を配置しています
	看護体制加算(Ⅱ)1	変更なし	13	加算あり	看護職員を、最低配置基準を1名以上上回って配置しています
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)1	変更なし	28	加算あり	現行の要件に加えて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	変更なし	1ヵ月当り	加算あり	介護職員の処遇改善の取組を実施しています。利用者様が利用される介護保険の金額に0.083を乗じて算定しています。
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	変更なし	1ヵ月当り	加算あり	介護職員処遇改善加算に加え、新たに介護職員やその他職員の更なる処遇改善のため利用者様が利用される介護保険の金額に0.027を乗じて算定しています。
	認知症専門ケア加算Ⅰ	該当者のみ	3	加算あり	認知症中重度者の割合が半数以下で、認知症介護実践リーダー研修受講者を3名以上配置しています。
	看取り介護加算(Ⅰ)1	新設	72	実施時	看取り介護の体制があり、看取り介護を行った場合、死亡日前31-45日間
	看取り介護加算(Ⅰ)2	変更なし	144	実施時	看取り介護の体制があり、看取り介護を行った場合、死亡日前4-30日間
	看取り介護加算(Ⅰ)3	変更なし	680	実施時	看取り介護の体制があり、看取り介護を行った場合、死亡日前2日間
	看取り介護加算(Ⅰ)4	変更なし	1,280	実施時	看取り介護の体制があり、看取り介護を行った場合、死亡日のみ算定
	初期加算	変更なし	30	新規入所時	初期加算(入所日から30日以内の期間、30日以上入院後の再入所も同様)
	外泊時費用	変更なし	246	外泊入院時	病院等へ入院した場合及び居室などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
	栄養マネジメント強化加算	新設	11	実施時	管理栄養士1人以上が、食事摂取エネルギー量・栄養素の摂取量・栄養バランス・エネルギー密度・水分摂取量等の食事の摂取量に関するデータを、栄養状態等の情報から栄養管理を行い、継続的に栄養管理を行います。
	安全対策体制加算	新設	20	入所時に1回	外部の研修を受けた担当者や配置された施設内に安全対策部門を設置し、組織的に体制を整備されている。
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	新設	1ヵ月当り40	実施時	入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の自身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	新設	1ヵ月当り60	実施時	(Ⅰ)に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	新設	1ヵ月当り10	実施時	多職種が協働して支援計画を作成し支援を行い、評価や見直しを行い、厚生労働省に報告している場合。	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	新設	1ヵ月当り3	実施時	多職種が協働して褥瘡ケア計画を作成し支援を行い実施、3ヶ月に1回評価見直し、厚生労働省に報告している場合。	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	変更なし	1ヵ月当り90	実施時	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し計画を作成し、口腔ケアを月2回以上行い、職員に5年2回以上研修を行った場合。	
再入所時栄養連携加算	変更あり	200	実施時	入院に退院する際、経営栄養や食事調整の新規導入など変化があり管理栄養士が医療機関と連携して計画を立てた場合に1回限り算定可能	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	新設	22	実施時	(Ⅰ)介護福祉士が40%以下配置、もしくは勤続10年以上介護福祉士を35%以上配置 ※日常生活継続支援加算との重複不可、当該施設は、日常生活継続支援加算を算定しています。	
②食費	福祉施設食費 利用者負担 第1段階	変更なし	300		(居住費と食費の自己負担について) 食費と居住費は各段階に応じて左記の料金(日額費用)を負担していただきます。 ※令和3年8月の介護保険負担限度額認定の見直しにより食事代の変更があります。
	福祉施設食費 利用者負担 第2段階	変更なし	390		
	福祉施設食費 利用者負担 第3段階①	変更なし	650		
	福祉施設食費 利用者負担 第3段階②	新設	1,360		
	福祉施設食費 上記以外の方	変更あり	1,445		
③居住費	福祉施設多床室 利用者負担 第1段階	変更なし	0		入院・外泊時において荷物を置いて置くなどして、お部屋を専有している場合、居住費は徴収させていただきます。但し、入院中に、お部屋の荷物などを全て持ち帰られている場合には、料金はかかりません。
	福祉施設多床室 利用者負担 第2段階	変更なし	370		
	福祉施設多床室 利用者負担 第3段階①	変更なし	370		
	福祉施設多床室 利用者負担 第3段階②	変更なし	370		
	福祉施設多床室 上記以外の方	変更なし	890		
④利用料金の決定に係る保険対象外サービス(要相)	特別な食事(行事食1回あたり)	変更なし	350		お誕生会や会食等、食を楽しむことを目的として実施(食費に追加)月1回。 個別に持ち込まれて使用される電気製品を対象とする(TV、電気毛布など)
	個別持込電気製品電気代(1品1口あたり)	変更なし	50		
	その他 重要事項説明書に定める費用	変更なし			

2. 看取りに関する指針について

当施設では看護職員が夜間等、看護職員の不在時でも連絡体制を定めて、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出動対応する体制をとっております。また、別紙の通り「看取りに関する指針」を定め、利用者が重篤な状態となり、「看取り」の介護が必要になった際には、医師から状態をお知らせし、指針の内容に基づいてご本人、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことが可能です。

3. 負担限度額の適用要件(試算要件が追加R3.8月より) 及び 高額介護サービス費の有無と上限額について

お住まいの市町村役場にて、「介護保険負担限度額認定」を受けられている方は、各負担段階に応じた1ヵ月の介護保険1割負担限度額の上限額が決まっています。その上限額を超えた金額が、高額介護サービス費として払い戻されます。

新設	区分		負担の上限額(月額)
	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上		140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満		93,000円(世帯)	
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満		44,400円(世帯)	
世帯の全員が市町村民税非課税		24,600円(世帯)	
等	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方		24,600円(世帯)
			15,000円(個人)
			15,000円(世帯)
生活保護を受給している方等			

4. 上記により「あなた様の利用料」(1日につき、1ヶ月につき) ※注意(下記には、改定前後の利用料金をそれぞれ記載しております)

①介護保険1割負担額(単位:円)	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	②食費	③居住費	合計金額
1日あたり	円				1日当たり 円
30日あたり	円				円
負担限度額の上限額			円		左の負担限度額の上限欄に金額が表示されている場合には、3. 高額介護サービス費の払戻しの適用があります。

(注意1) 左の合計金額に、④ご利用者の選定に係る保険対象外サービスの利用料金を合わせた金額が、1日(又は1ヵ月)のご利用金額になります。